

厚生労働省は、**パンフレット「事業主が講ずべきハラスメント対策パンフレット」**を公開しました。

A 4 判 88 ページで下記のハラスメント類型がカバーされています。

- パワーハラスメント
- カスタマーハラスメント
- セクシュアルハラスメント
- 求職者等に対するセクシュアルハラスメント
- 妊娠・出産等に関するハラスメント
- 育児・介護休業等に関するハラスメント

下記のような構成となっています。

- I パワーハラスメント
- II カスタマーハラスメント
- III セクシュアルハラスメント
- IV 求職者等に対するセクシュアルハラスメント
- V 妊娠・出産等に関するハラスメント、育児・介護休業等に関するハラスメント
- VI 関係者の責務
- VII 事業主が雇用管理上講ずべき措置等
- VIII ハラスメントの防止のための望ましい取組
- IX 対応例
- X 関連条文、指針

詳細は、下記リンク先にてご確認ください。

- カスハラ 就活ハラ パワハラ セクハラ マタハラ ハラスメント 労働施策総合推進法 女性活躍推進法

職場におけるハラスメントの防止のために

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyoukintou/seisaku06/index.html